

No.	質問内容	回 答
1	仕様書P34、P35の備考欄で④水力発電施設、⑤体験工房施設、⑫水車小屋、⑯避難小屋は休止中となっているがどのような状態か？	<p>④水力発電施設 施設は近年使用しておらず草木で囲まれており、使えない状態です。指定管理者の方は、「異常時の通報」以外の管理は必要ありません。また、自主事業として活用を希望される場合は妨げるものではありませんが、草木の伐採や施設の修繕につきましては指定管理者の自己負担で行っていただくこととなりますのでご了承ください。</p> <p>⑤体験工房施設 施設は現存しておりませんので維持管理の必要はありません。跡地に建っている東屋は指定管理施設ではありません。</p> <p>⑫水車小屋 施設は現存しておりませんので維持管理の必要はありません。</p> <p>⑯避難小屋 施設は倒壊しているため使えない状態です。指定管理者の方は「異常時の通報」以外の管理は必要ありません。また、自主事業として活用を希望される場合は妨げるものではありませんが、施設の修繕につきましては指定管理者の自己負担で行っていただくこととなりますのでご了承ください。</p>
2	募集要項P19「位置図(詳細)A」の井戸から施設へ水を供給する配管の図面を示してもらいたい。	別紙のとおりです。
3	仕様書P34「⑥水車小屋」を使用する場合の水源及び取水設備の状況を教えてください。	<p>⑥水車小屋につきましては、昭和60年代にふるさと体験村の東部から南部の山間地にかけて取水設備を整備して送水してきましたが、取水設備、配管、取水設備までの道が平成29年の災害で被災したため現在使えません。</p> <p>なお、自主事業で使用される場合は、指定管理者が自己負担で修繕等を行っていただくこととなりますのでご了承ください。</p>
4	管理棟について ①どぶろくはどこで作っていたのか ②リネン室は何に使われていたのか	<p>①厨房です。</p> <p>②リネン室では主に宿泊棟で使うシーツや備品等を保管していました。</p>
5	受水槽の施設の中にある水の状態は大丈夫なのか？受水槽施設は使用可能なのか？	受水槽には施設のメンテナンスのために水を溜めています。体験村再開の前に受水槽を清掃し、不良個所があれば修繕するよう考えています。

No.	質問内容	回答
6	質問No.1の④水力発電施設と⑩避難小屋について、なぜ産廃なのに公共団体が除却しないのか？	④水力発電施設と⑩避難小屋は、使用できない状況であるため休止しております。今後の対応については撤去も含め検討します。
7	質問No.3の⑥水車小屋の水源については荒れ放題。整備してくれとは言わないが、せめてパイプホースは取除くべきではないか？	水源のパイプホースについては、撤去も含め今後対応を検討します。
8	質問No.4管理棟厨房でのどぶろく作りの許可はどうなっているのか？申請できるか？条件は何か？	管理棟厨房でのどぶろく作りの許可は、ふるさと体験村の公募で自主事業として申請し、指定管理者として決定された場合、法令を遵守したうえで実施いただくことが可能です。その場合、税務署に申請して酒類製造免許を取得してください。免許取得の要件については税務署にお問い合わせください。
9	完納証明がなくても応募できるのか？	国税、県税及び市区町村税に係る完納証明又は未納の税額がないことの証明がないと応募できません。 ただし、浜田市税に関しては、提出いただく調査同意書により当市で納税状況を確認しますので、完納証明又は未納の税額がないことの証明がなくても応募可能です。 なお、新型コロナウイルスの影響により納税が困難で「コロナウイルス感染症の影響に伴う納税（徴収）猶予の特例」の適用を受けた場合にはお問い合わせください。
10	完納証明の意味は何か？ (なぜ、完納証明だけで十分なのか？)	完納証明書の提出を求める意味は、申請者に滞納がないことを確認し、公の施設を管理運営する指定管理者として適切かどうかを判断するためです。 指定管理者の申請に当たって、未納がないことの証明は、国、県及び市の税金の未納がないことの証明で十分です。 全ての公租公課等の納付状況を確認することは、申請者及び資格審査を行う浜田市双方に大きな負担が生じるため、ふるさと体験村の公募に当たっては、応募資格に必要なものとして、納税状況、労働保険等への加入状況など9項目を定め確認を行います。

No.	質問内容	回答
11	<p>その他の税金、保険料などの公共料金についても、証明がなくても応募できるのか。 (なぜ、証明が必要なのか?)</p>	<p>労働保険及び社会保険に係る証明については、以下の資料がないと応募できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働保険等に参加されている団体加入の確認ができる書類</li> <li>・労働保険等に参加されていない団体加入義務がないことの届出書</li> </ul> <p>なお、証明を必要とする理由は、労働保険等へ加入する必要がある団体等が、申請時点で適正に参加しているかどうかを確認するためです。申請時点で加入されていない団体は、新たに従業員を雇用したなど加入が必要になった時点で、加入の確認が出来る書類を提出いただきます。</p>
12	<p>社会保険等に参加義務が無いということは、社員がいないということ、このような会社に指定管理業務を任せる事の是非はどう考えればいいのか? 公共団体がそのような会社に業務を任せるのは無責任ではないか。(他の規定については失格・除外が容赦なく適用されているにもかかわらず)</p>	<p>申請時に社員がいない会社であっても、指定管理開始までに適切に管理運営できる体制を整備いただければ問題ありません。</p> <p>なお、地方自治法において、「個人」は指定管理者の指定対象から除外されていますが、公の施設の管理を行わせることができる「法人その他の団体」については、団体であれば法人の資格の有無に関係なく、民間事業者、市民団体など広く対象となっています。</p>
13	<p>新設法人であろうとも、募集要項が求める雇用保険・労働保険・社会保険に参加することができます。できるにもかかわらず、加入していないこと自体、その会社の姿勢に公の仕事である指定管理に応募する正当性はない。</p> <p>新設なので経歴もない、人もいない、このような会社に応募させること自体に浜田市の姿勢の甘さがあるのではないか?</p> <p>新設会社が応募できるようにハードルを下げる行政の姿勢に問題があるのではないか。</p>	<p>新設か既設かを問わず、社会保険等に参加されている団体には加入の確認ができる書類を、加入されていない団体には加入義務がないことの届出を提出してもらいます。</p> <p>また、指定管理者は、個人を除く団体を広く対象としており、新設団体に応募いただくことは問題ないと考えています。</p> <p>なお、新設団体が申請する際に所定の書類提出が出来ない場合には、個々の事案に応じて、追加書類を求めます。</p>
14	<p>コロナ等で指定管理を受けた会社が経済的打撃を受けた場合に、特別に行政からの支援が期待できるか?</p> <p>指定管理会社であろうと他の会社と同様の扱いをするのか?</p> <p>事業継続が困難になりそうな場合には、受けてくれるなら第2位、第3位の会社に打診したりすることも考えるのか。</p>	<p>リスク・責任分担に関しては募集関係書類及び指定管理者と締結する協定に基づき対応します。なお、コロナウイルス等の影響に係る経済的な支援については情報収集している状況です。</p> <p>指定管理者指定後に事業継続が困難になった場合、案件により打診も可能と考えます。</p>

No.	質問内容	回答
15	<p>要項7修繕について 「通常」と書いてあるところが対象となっている。 自主事業に使うなら「通常」と読み替えるという記載があるが、読み替え後の解釈でよろしいか？</p>	<p>施設再開に伴う施設修繕の対象は、募集関係書類P34【施設内容及び施設ごとの維持管理の考え方】の項番(①、②、③、⑦、⑧、⑩、⑬、⑰)です。 自主事業で使用される場合、修繕は指定管理者が市の許可を得て自己負担により行っていただくこととなります。 なお、自己負担となる理由は、ふるさと体験村活用方針(案)を踏まえ、この募集要綱において、公益性の認められる経費に限定して市が財政負担を行うことをルール化したからです。 市が財政負担を行う公益事業を「宿泊事業」「体験交流事業」とし、公益事業に係る施設(項番①、②、③、⑦、⑧、⑩、⑬、⑰)について市が財政負担を行います。</p>
16	<p>要項8その他 「選定委員に対し不正行為等があった時は失格になる」という規定があるにも関わらず、事前に選考委員の職業氏名を公表しないのはどうしてなのか？</p>	<p>委員氏名の事前公表を行わない理由は、申請者から接触を図る可能性を排除するためです。また、その懸念による委員の精神的な負担を軽減するためです。</p>
17	<p>要項8その他 不正行為があったら「失格になることがある」と書いてあるが、なぜ「失格になる」ではないのか。不正行為は、失格でない場合もあるということか？ また、同様に、「取り消し、指定しないことがある」であって、「取り消す、指定しない」ではないのか？</p>	<p>ご指摘のような誤解が生じる可能性がありますので、表現を見直します。</p>
18	<p>補償については、「補償は一切しない」と言い切っているが、アイウについては停止を命ずることがあると、弱い言い方になっている。指定管理はそのようないい加減なものか？</p>	<p>補償について裁量を持たせていないのは、指定議案が議決されなかった場合に候補者が支出した費用等について、市として補償する考えがないからです。 指定取消し及び業務の一部停止等となる事由や指定管理者の対応の程度によって判断するため、裁量を持たせた表現を用いています。</p>

No.	質問内容	回答
19	<p>公益財団法人の振興公社は、「レジオネラ菌」が出ても取り消しにならなかった。それが3カ月後にも出て、隠ぺいされたが取り消しにならなかった。「労働基準法違反」でも取り消しにならなかった。それを隠ぺいして査察が入ってやられても取り消しにならなかった。「白タク行為」があっても取り消しにならなかった。今回の指定管理について、選定の際は、あれを出せ、嘘ついたら取り消す等細かい失敗があれば指定管理を受けさせないようくだりが多い、しかし、指定管理をとった後は上記のような事実があっても取り消しにならなかった。この前例はこれからも継続していくと考えてよろしいか？</p>	<p>一連の公社の不祥事に関し、公社に対する市の管理・監督責任を十分に果たしておらず、不適切でした。今後は、指定管理者が、浜田市との間で締結する協定、条例及び関係法令等に違反したときは、指定を取り消すなど適切に対応していきます。</p>

注1: 浜田市ふるさと体験村施設指定管理者募集要項に基づき、令和2年4月10日(金)から 6月15日(月)までに提出された質問に対して回答するものです。

注2: 質問内容は、原文のまま記載しています。

注3: 質問の順序は項目ごとに編集して記載しているため、質問者ごとの並びにはなっていません。